



# 埼玉県報

第 2 3 2 5 号  
平成 23 年 9 月 27 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [吉川市吉川中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [和光都市計画事業越後山土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業の事業計画の変更\(第4回\)\(市街地整備課\)](#)
- [一般国道299号の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び埼玉県立小児医療センター生化学自動分析装置等の賃貸借に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第1015号中訂正\(社会福祉課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年九月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日タイレストラン協会
- 三 代表者の氏名  
YAMADA RABIAE
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市大字大林二百五十九番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、タイ料理を通じて、日タイ両国国民の交流の促進と親睦を図り、もって国際性豊かな人づくり・まちづくりと地域文化の向上に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

バリュウプラザ上尾愛宕店

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番十一、一番十二、一番十四

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目百二十九番地大栄ツインビル

N館七階 外 計十七者

（変更後）株式会社スーパバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号 外 計九者

## ハ 変更年月日

平成二十三年七月八日外

## ニ 届出年月日

平成二十三年九月十四日

## 三 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

地元商工業者や商工団体等の活動に参加いただくなど、地域経済の振興にご協力いただきますようお願いいたします。

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十三年十月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 告 示

埼玉県告示第千百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド南越谷店

埼玉県越谷市南越谷二丁目二千九百十六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(一) 北側に位置する住宅（当マンション）への日照被害について

当核建築物により北側の住宅に最大四時間二十二分の日影を及ぼすことがヤマダ電機提出資料により判明しているが、三回にわたる居住者との話し合いが行われたものの結果として改善策も救済計画も示されていない。

このままでは健康な生活環境としての日照が大きく損なわれてしまう為、当核建築物の減築又はセットバックによる設計変更を改めて要望します。

(二) 交通に関する事項について

建築予定店舗の周囲道路は全て片側一車線道路であり、来店車両が駐車場への入庫待ちとなった場合、それが一時的であった場合であつたとしても後続車両の交通渋滞を招くことが想定される。

特に北側出入口は路線バスの経路であり、西側出入口は主要幹線道路となつているため、交通渋滞は生活環境を著しく悪化させることになる。

またヤマダ電機が平成二十三年五月に実施した「大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会」の資料では交通点需要率のピークは平日にあつては十一時としており、交差点での渋滞が発生しない根拠としているが、交差点B（大学院院入口交差点）では夕方の時間帯にも東側にある流通団地からの通行量が増えており、更には平成二十三年十二月に開業予定のホームセンターが該店舗の東側に近接して出店することになり、交通に関する条件が更に悪化することが考えられる。

改めて調査検討を行い、来店車両による交通渋滞が発生しないように具体的な対応計画を策定実施願いたい。

(三) 騒音被害について

夜間の騒音に関する検証データも前述の「大法説明会資料」に示されているが、当マンション側に該当する「夜間の騒音レベルの最大値（隣地敷地境界）」の予測地点（来走〇〇四）では保全対象側敷地境界で基準値を超える予測であり、保全対象外壁で四十九・一デシベルと基準値のぎりぎりとしている。開店後の実側値ではこれを超える懸念がある為、出入口三は使用せず別の出入口を  
するように変更願いたい。

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十三年十月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県東部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュート東所沢店

埼玉県所沢市下安松七百八十二 二、五、六 七百八十三 二

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社スーパーバリュート 代表取締役 岸本七朗

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目百二十九番地

（変更後）株式会社スーパーバリュート 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

## 八 変更年月日

平成二十三年七月八日

## 二 届出年月日

平成二十三年九月十四日

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュール川口前川店

埼玉県川口市前川三丁目二十番四号外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）株式会社スーパーバリュール 代表取締役 岸本七朗

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目百二十九番地大栄ツインビル

N館七階

（変更後）株式会社スーパーバリュール 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社スーパーバリュール 代表取締役 岸本七朗

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目百二十九番地大栄ツインビル

N館七階

（変更後）株式会社スーパーバリュール 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

## ハ 変更年月日

平成二十三年七月八日

## 二 届出年月日

平成二十三年九月十四日

## ニ 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に



対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

関口ビル

埼玉県上尾市井戸木一丁目七 一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前十時（年間六十日午前九時）

（変更後）午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）利用開始時刻 午前九時（年間六十日午前八時）

（変更後）利用開始時刻 午前八時

## ハ 変更年月日

平成二十三年九月十六日

## 二 届出年月日

平成二十三年九月十五日

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュウ越谷店本館

埼玉県越谷市大字下間久里字前田百九十八 一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社スーパーバリュウ 代表取締役 岸本七朗

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目百二十九番地

（変更後）株式会社スーパーバリュウ 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

## ハ 変更年月日

平成二十三年七月八日

## ニ 届出年月日

平成二十三年九月十四日

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュール越谷店HC館

埼玉県越谷市大字下間久里字前田十五 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）スーパーバリュール越谷店食品館

（変更後）スーパーバリュール越谷店HC館

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュール 代表取締役 岸本七朗

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目百二十九番地 外 計四者

（変更後）株式会社スーパーバリュール 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

## ハ 変更年月日

平成二十一年十月二十三日外

## ニ 届出年月日

平成二十三年九月十四日

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子ビル

埼玉県春日部市大枝屋敷前三百三十 一、三百三十一 一、三百三十二、三百三十三

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目百二十九番地 外 計四者

（変更後）株式会社スーパバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

## ハ 変更年月日

平成二十三年七月八日

## ニ 届出年月日

平成二十三年九月十四日

## 三 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

太昌ビル

埼玉県草加市栄町一丁目九百六 一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目百二十九番地 外 計五者

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号 外 計二者

## ハ 変更年月日

平成二十三年七月八日

## ニ 届出年月日

平成二十三年九月十四日

## 三 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## イ 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## ロ 意見書提出期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年一月二十七日まで

## ハ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により吉川市吉川中央土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

飯 島 輝 男 吉川市中井三丁目二十九番地

竹 内 清 吉川市大字吉川千五百一番地

浅 見 和 夫 吉川市平沼一丁目二十五番地八

大 槻 佐 吉川市大字吉川二百七十二番地二

増 田 道 敏 吉川市吉川一丁目十四番地一

水 村 英 夫 吉川市大字平沼千七百七番地一

深 海 涼 子 吉川市大字平沼千二百七十二番地

折 野 弘 松伏町ゆめみ野四丁目十四番地十七

吉 野 新 一 吉川市大字吉川千四百七十五番地

互 廣 幸 吉川市中井一丁目十四番地

門 山 均 吉川市平沼一丁目十四番地八

浅 見 明 一 吉川市中井一丁目四十三番地

飯 島 清 吉川市中井三丁目三十二番地

川 口 喜 昭 吉川市大字平沼千七百七番地七

藤 本 静 波 吉川市大字吉川四百三十三番地

就任した理事の氏名及び住所

浅 見 明 一 吉川市中井一丁目四十三番地

浅 見 和 夫 吉川市平沼一丁目二十五番地八

飯 島 清 吉川市中井三丁目三十二番地

飯 島 輝 男 吉川市中井三丁目二十九番地

大 槻 佐 吉川市大字吉川二百七十二番地二

折 野 弘 松伏町ゆめみ野四丁目十四番地十七

門 山 均 吉川市平沼一丁目十四番地八

川 口 喜 昭 吉川市大字平沼千七百七番地七

互 井 清 治 吉川市中井三丁目百六十三番地二

互 廣 幸 吉川市中井一丁目十四番地



吉野新一	水村英夫	増田道敏	深海涼子	竹内清
吉川市大字吉川千四百七十五番地	吉川市大字平沼千七百七番地一	吉川市吉川一丁目十四番地一	吉川市大字平沼千二百七十二番地	吉川市大字吉川千五百一番地

# 告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光市越後山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十七年八月二十六日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市南一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市南一丁目二十番三十四号

五 設立認可の年月日

平成十七年八月二十六日

六 変更認可の年月日

平成二十三年九月二十七日

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 組合の名称

宮代町道仏土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

平成十四年二月十二日から

平成二十八年三月三十一日まで

## 三 施行地区

宮代町宮代二丁目、宮代三丁目及び字道佛の各一部

## 四 事務所の所在地

宮代町字道佛四百十五番一

## 五 設立認可の年月日

平成十四年二月十二日

## 六 変更認可の年月日

平成二十三年九月二十七日

## 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	秩父市蒔田字宮平二一五九番地先から同市蒔田字下モ木間田二一〇〇番一地先まで
供用開始の期日	平成二十三年十月三日
備考	平成二十三年三月二十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の新Bの供用開始である。延長二〇〇・四〇メートル

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

### 一 許可番号

平成二十三年二月二十四日

指令越建セ第二二〇〇七五〇号

### 二 検査済証番号

平成二十三年九月二十一日

越建セ第二三八一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽千九百七十八番二、千九百七十七番二

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目十四番二十四号

川内 健男

# 告 示

埼玉県病院事業告示第十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
生化学自動分析装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局用度担当  
埼玉県熊谷市板井 1696
  - (2)埼玉県立小児医療センター 事務局用度担当  
埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100
- 3 落札者を決定した日  
平成 23 年 9 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
アルフレッサ株式会社大宮北支店  
埼玉県さいたま市北区宮原町 1 丁目 205 番地
- 5 落札金額  
90,720,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 23 年 8 月 2 日



# 正 誤

埼玉県告示第千十五号（平成二十三年八月三十日第二千三百十七号）中訂正

ページ	表中	行
四	名称	前から十五

誤

ファミリーケア 春日部八木崎さくら物語

正

ファミリーケア 春日部八木崎さくら物語